

(別添1)

建築士事務所の監督について (抄)

昭和46年8月26日付建設省住指発第558号  
都道府県建築主務部長あて

最近、建築士事務所の業務を行っているもののなかに建築士事務所の登録を受けていないもの、登録事項変更の届出をしないもの、又は他人の名義を借りている等の違法行為のほか、建築士事務所の管理が適正に行われていないため、それが事故につながった事例も発生している。このようなことが再び起こらないようにするため、これまでに発生した建築士法違反の事例のうち、参考となると思われるものを紹介するので、行政上の参考にされるとともに、別記のチェックポイントにより建築士事務所の指導監督に遺憾のないように措置されたい。とくに建築士事務所の指導監督は、建築士事務所に立ち入って調査し、実情を把握したうえで行わなければならない場合が多いので、今後における指導監督は建築士事務所の立ち入り調査に重点をおいて行なわれたい。

— 省略 —

別記 建築士事務所監督及び建築士事務所の管理についてのチェックポイント

1 建築士事務所の管理について

a 管理建築士の専任について

原則として

イ 他に業務をもたぬこと

ロ 管理日報等により管理建築士の行う建築士事務所の技術管理（指示、命令、判断等）の状況が常時確実に把握できる体制にあること。

b 設計、工事監理業務について

イ 各設計又は工事監理ごとの組織上及び実質上の業務配分について、建築士が責任を負える体制にあること。

ロ 各設計又は工事監理業務等の技術管理を確実にを行うための文書等によるチェックシステムが確立していること。

c 設計図書の管理について

イ 設計図書の作成に関係した建築士の範囲、責任の内容を明確に記録しておくこと。  
(組織図等の整備)

ロ 完成した設計図書の維持管理に関し、事後の増改築等に応じられる体制にあること。

2 未登録業務の防止について

a 建築主事の確認と提携すること。

イ 登録事項等について実態と照合すること。

ロ 建築士事務所監督に関するニュースを建築主事のもとに通報する体制にすること。

b 建築士事務所の現地調査

- イ 登録事項等について実態と照合すること。
- ロ 都道府県においては、建築パトロールのとき併せて建築士事務所の標識の掲示状況について調べること。
- ハ 確認済証に記載された設計者名について確認すること。